

期 間 入 札 の 公 告

令和 8 年 9 月 18 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 8 年 10 月 2 日から 令和 8 年 10 月 13 日まで	
開札期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 15 日 午前 10 時 00 分 札幌地方裁判所別館 4 階開札場
売却決定 期日	日 時 場 所	令和 8 年 10 月 21 日 午前 9 時 20 分 札幌地方裁判所民事第 4 部
特別売却 実施期間	令和 8 年 10 月 19 日から 令和 8 年 10 月 23 日まで	
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の 制限（民事執行規則 33 条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 8 年 9 月 18 日から当庁記録閲覧室に備え置きます。		

物 件 目 録

- 1 所 在 札幌市西区山の手七条七丁目
 地 番 40 番 1
 地 目 宅地
 地 積 201.89 平方メートル

- 2 所 在 札幌市西区山の手七条七丁目 40 番地
 家屋 番号 40 番
 種 類 店舗
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 72.13 平方メートル
 (現況)
 種 類 店舗・作業所・物置
 構 造 木造・一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 約 72.13 平方メートル
 2 階 約 72.13 平方メートル



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、2週間程度延期する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 8 年 8 月 14 日

札幌地方裁判所民事第 4 部

裁判所書記官 天 野 英 司

1 不動産の表示

【物件番号 1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 2】

有限会社オート・アドバンス・アイザワが占有している。同社の占有権原は使用借権と認められる。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。このほか、BITシステムのお知らせメニューにも登載されています。

物 件 目 録

1 所 在 札幌市西区山の手七条七丁目
 地 番 40 番 1
 地 目 宅地
 地 積 201.89 平方メートル

2 所 在 札幌市西区山の手七条七丁目 40 番地
 家屋 番号 40 番
 種 類 店舗
 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建
 床 面 積 72.13 平方メートル

(現況)

種 類 店舗・作業所・物置
 構 造 木造・一部鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺 2 階建
 床 面 積 1 階 約 72.13 平方メートル
 2 階 約 72.13 平方メートル



令和8年(ケ)第 30号
令和8年 5月21日受理
令和8年 6月24日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所
執行官

菅 原 誠

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | |
|---|-------|---------------------|
| 1 | 所 在 | 札幌市西区山の手七条七丁目 |
| | 地 番 | 40 番 1 |
| | 地 目 | 宅地 |
| | 地 積 | 201.89 平方メートル |
| 2 | 所 在 | 札幌市西区山の手七条七丁目 40 番地 |
| | 家屋 番号 | 40 番 |
| | 種 類 | 店舗 |
| | 構 造 | 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 |
| | 床 面 積 | 72.13 平方メートル |



占有者及び占有権原（物件２関係）		
占有範囲	■全部 □一部（ ）	
占有者	□債務者 ■有限会社オート・アドバンス・アイザワ	
占有状況	□敷地 □駐車場 □ □居宅 □事務所 ■店舗・作業所・物置 □倉庫 □	
■関係人（■A（所有者兼占有者代表者）□（ ））の陳述／□提示文書（ ）の要旨		
占有権原	□賃借権 ■使用借権 □	
占有開始時期	昭和63年12月18日	
最初の契約日	昭和63年12月18日	
契約等期間	昭和63年12月18日から □平成 年 月 日まで 年間 ■期間の定めなし	
更新の種別	□合意更新 □自動更新 □法定更新	
現在の契約等期間	平成 年 月 日から □平成 年 月 日まで 年間 □期間の定めなし	
契約等貸主	■所有者 □その他の者（ ）	
当事者借主	■占有者 □その他の者（ ）	
賃料・支払時期等	毎月 金 円（毎月 日限り 翌月分支払） □前払（ 分 円） □相殺（ 分 円）	
敷金・保証金	□ない □ある（□敷金 円 □保証金 円）	
特約等	□譲渡・転貸を認める □	
その他		
執行官の意見	■上記のとおり □下記のとおり □「執行官の意見」のとおり	

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり
（ 3 枚目）

そ の 他 の 事 項

■ 土地関係

- 1 法務局備付け図面等を基に概測した結果、ほぼ登記どおりと推測されるが、境界標は2か所しか確認できず、正確な位置及び面積の把握には専門家の測量を要する。
なお、所有者によると、境界標は全て入っているとのことである。
- 2 目的土地は、概ね平坦であるが、南側道路及び南東側道路より等高から約1.5メートル低位に、北東側道路及び北西側隣接地（41番1土地）とは概ね等高に接面している。
なお、南側部分には鋼板を敷き、道路から直接2階部分に入れるようになっている。
- 3 北西側境界付近に所有者所有のコンクリートブロック塀（高さ約1.5メートル）が、南東側境界付近に破損した所有者所有のコンクリートブロック塀（高さ約0.1～約1.2メートル）がある。

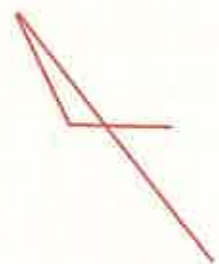
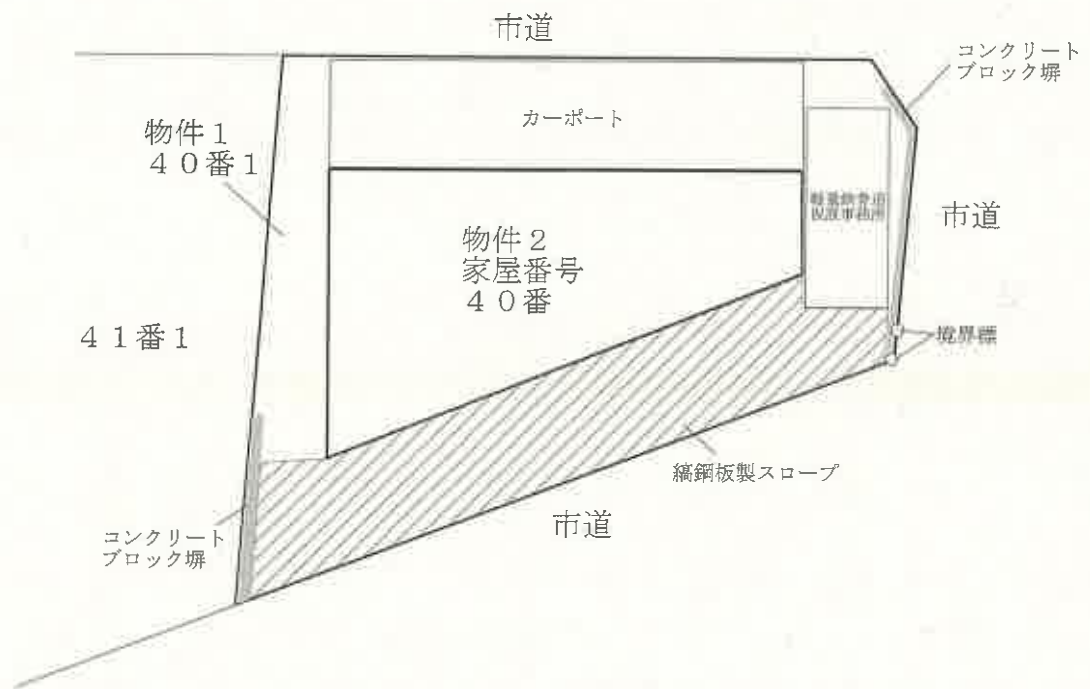
■ 建物関係

- 1 建物は、老朽化しており、1階物置及び2階店舗・作業所内には、自動車の修理に使う機械、器具類等が多数散乱している。
- 2 屋根及び外壁に劣化や汚損が散見される。
- 3 1階の北東側に鉄骨により組み立てられたカーポート（約40.92平方メートル）がある。
- 4 1階及びカーポートには自動車3台が、2階店舗・作業所には自動車2台が、2階店舗・作業所前には自動車2台が置かれている。
- 5 2階店舗内には、アライメントテスター付きリフト（約15.0平方メートル）1台と及びリフト（約3.0平方メートル）1台が符合している。所有者によると、両リフトは、正常に稼働するとのことである。
- 6 所有者所有の2階建て軽量鉄骨造仮設事務所（約25.30平方メートル）がある。

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 5月27日(水) 8:45— 9:10	物件所在地	不在, 占有調査, 外部調査, 写真撮影, 連絡文書 差入れ
8年 6月 1日(月) 11:30— 11:45	(電話)	所有者から聴取
8年 6月12日(金) 11:10— 11:15	(インターネット)	登記情報提供システム(目的土地上の既登記建物 調査)
8年 6月12日(金) 12:30— 14:00	物件所在地	立入調査, 所有者に面談, 外部調査, 写真撮影, 評価人同行
年 月 日() : — :		
年 月 日() : — :		
年 月 日() : — :		
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人 を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物 内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

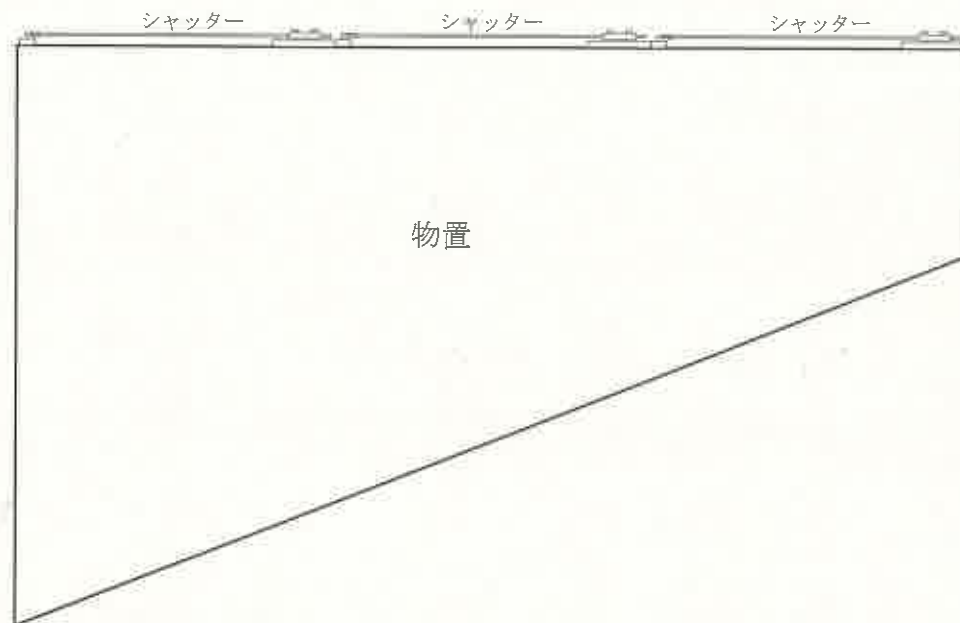
(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり
 (5 枚目)

土地建物位置関係図

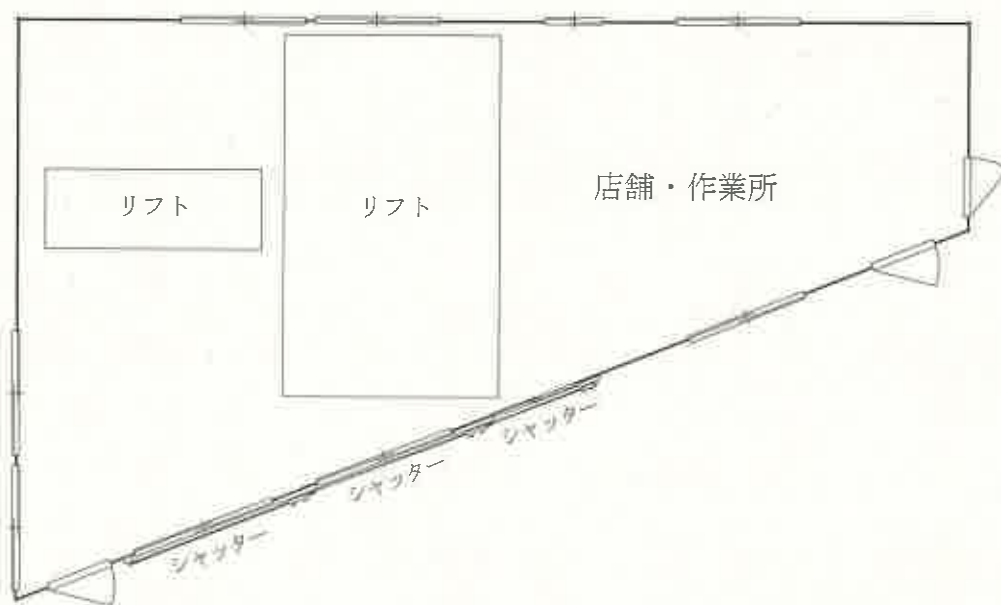


間 取 図

(1 階)



(2 階)



全景, 仮設事務所(東側から撮影)



1階東側部分



1階西側部分



2階部分，仮設事務所（西側から撮影）



2階部分, 仮設事務所(南東側から撮影)



2階東側部分



2階西側部分



(11 枚目)

令和 8 年 (ケ) 第 3 0 号
令和 8 年 6 月 1 2 日現地調査
令和 8 年 6 月 2 6 日評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
齋 藤 武 也

第1 評価額

一括価格	
金12,680,000円	
内訳価格	
物件1（土地）	金6,230,000円
物件2（建物）	金6,450,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却（民事執行法61条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の内訳価格は物件2のための土地利用権等価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在地 地目 地積	札幌市西区山の手七条七丁目 40番1 宅地 201.89㎡	同左
2	所在地 家屋番号 種類 構造 床面積	札幌市西区山の手七条七丁目 40番地 40番 店舗 木造亜鉛メッキ鋼板葺平家建 72.13㎡	店舗・作業所・物置 木造・一部鉄骨造亜鉛メ ッキ鋼板葺2階建 1階約72.13㎡ 2階約72.13㎡
番号	特記事項		
2	・2階建である。 ・軽量鉄骨造2階建仮設事務所(延約25.30㎡)がある。		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等（物件1）

位置・交通	地下鉄東西線「発寒南」駅の南西方・道路距離約1.6km 最寄バス停「山の手7条7丁目」の北西方・道路距離約150m	
付近の状況	札幌市西区の市街地、琴似発寒川の南東背後に所在する。主要市道南19条宮の沢線沿いに店舗、マンション、一般住宅等が混在する路線商業地域である。札幌市中心部へと接続する幹線道路であるため車輛通行量が多いが商業集積は弱い。地域内に特段の変化はなく、今後当分の間、現状を維持するものと予測する。	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建ぺい率 容積率 防火規制 その他の規制	市街化区域 近隣商業地域 80% 200% 準防火地域 第三種小売店舗地区、景観計画区域、宅地造成等工事規制区域、風致地区（個別名称：北海道神宮風致地区、種別：第三種）、土地区画整理事業
画地条件	物件1は、南側間口約19.9m、南東側間口約6.2m、北東側間口約16.8m、隅切約2.0m、規模201.89㎡のほぼ台形の三方路地である。（地積測量図写参照） 対象土地内の地勢は、ほぼ平坦である。	
接面道路の状況	南側が幅員約28mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に、南東側が幅員約8mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に、北東側が幅員約6mの舗装市道（建築基準法第42条1項1号）に、それぞれ接面する。また、南側道路及び南東側道路より等高から約1.5m低位に、北東側道路及び北西側隣接地（41番1土地）とは概ね等高に接面している。	
土地の利用状況等	物件1の土地は、物件2の建物の敷地として、使用されている。隣地は戸建住宅地である。	
供給処理施設	上水道 あり ガス配管 前面道路にあり（但し、対象土地はガスを使用していない） 下水道 あり	
特記事項	- 物件1の境界標については、南東側の2カ所しか確認できなかったが、地図に準ずる図面写、航空写真等の確認資料と現況をメジャー計測した結果を照合して概ね一致を確認した。ただし、正確な地積、形状、位置関係を把握するには専門家の測量を要する。（土地建物位置関係図参照） - 土壌汚染については、土地閉鎖登記簿等による過去の履歴調査等の結果、土壌汚染の可能性は確認できなかった。なお、評価人としての調査は限界があるため、詳細については専門家による調査を要するものである。 - 物件1の南側部分に、鋼板が敷かれており、道路から直接2階部分に入れるようになっている。（土地建物位置関係図参照）	

次葉に続く

次葉から続く

特 記 事 項	・北西側境界付近に所有者所有のコンクリートブロック塀（高さ約1.5 m）が、南東側境界付近に破損した所有者所有のコンクリートブロック塀（高さ約0.1～約1.2 m）がある。
---------	--

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：昭和63年12月18日新築 経 過 年 数：約38年 経済的残存耐用年数：約1年
仕 様	構 造：木造・一部鉄骨造 屋 根：亜鉛メッキ鋼板葺 外 壁：サイディング等 内 壁：ビニールクロス貼等 天 井：化粧吸音板貼等 床：コンクリート打放等 設 備：電気、給排水等
床面積（現況）	延約144.26㎡
現況用途等	階 層：2階建 現況用途：店舗・作業所・物置 間 取 り：詳細は間取図参照
品 等	やや劣る
保守管理の状態	保守管理の状態はやや劣る。
建物の利用状況	執行官の現況調査報告書参照。
特 記 事 項	・本建物は、新築時において建築確認申請はされているが、工事完了検査済証の交付は受けていない。 ・物件2の南東側に、所有者所有の軽量鉄骨造2階建仮設事務所（延約25.30㎡）があるが、現状から経済的価値はないと判断した。（土地建物位置関係図参照） ・物件2の北東側に約40.92㎡の所有者所有のカーポートがあるが、現状から経済的価値はないと判断した。（土地建物位置関係図参照） ・物件2の1階内部及びカーポートには自動車3台が置かれている。 ・物件2の2階内部には自動車2台が、店舗・作業所前に自動車2台が置かれている。（詳細は執行官の現況調査報告書参照） ・本建物は、老朽化しており、1階物置及び2階店舗・作業所内には、自動車の修理に使う機械、器具類等が多数散乱している。 ・物件2の2階店舗・作業所内には、アライメントテスター付きリフト（約15.0㎡）1台とリフト（約3.0㎡）1台が符合している。所有者によると、両リフトは、正常に稼働するとのことであるが、耐用年数から経済的価値はないと判断した。 ・本建物は、屋根及び外壁に劣化や汚損が散見される。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格（物件1）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	150,000	1.05	201.89	0.80	25,438,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地あるいは基準地等との規準あるいは比準価格〔類似地域所在の取引事例価格〕等を比較考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：三方路地 +5%

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建物の現況、敷地との適応状況等を考慮して判定した。

(2) 建物価格（物件2）

目的建物の再調達原価を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	160,000	144.26	0.02	462,000

ウ 現価率：建物の経過年数・経済的残存耐用年数及び建物の現況等を勘案のうえ、建物の現価率を査定した。

$$\begin{array}{ccccc} \text{耐用年数に基づく定額法} & & \text{観察減価率} & & \text{現価率} \\ \{1\text{年}/(1\text{年}+38\text{年})\} & \times & (1-0.3) & = & 0.02 \end{array}$$

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 土地利用権等価格

番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） ア×イ＝ウ
1	25,438,000	0.50	法定地上権	12,719,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を50%と査定した。

② 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 （円） 1(1)オ,1(2)エ ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 （円） (2①ウ)イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評 価 額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ
1	25,438,000	－12,719,000		0.70	0.70	－	6,230,000
2	462,000	＋12,719,000	1.00	0.70	0.70	－	6,450,000
一括価格（合計）							12,680,000

ウ 占有減価修正：特になし。

エ 市場性修正：建物が特殊な用途であること、仮設建物の除却が必要であること等を考慮した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価（敷金等）：特になし。

第6 参考価格資料

地価公示価格（札幌西5-12）

所 在：札幌市西区西野3条6丁目151番39

住 居 表 示：西野3条6-9-15

価 格：126,000円/㎡

位 置：地下鉄東西線「発寒南」駅の南西方道路距離約1.6kmに位置する。

価 格 時 点：令和8年1月1日

地 積：277㎡

供給処理施設：水道・ガス・下水

接 面 街 路：北東側20m道道に接面

用 途 指 定 等：市街化区域（建ぺい率60%，容積率200%）

地 域 の 概 要：中小規模の店舗等が建ち並ぶ道道沿いの商業地域

固定資産税評価額（令和8年度）

物件1 18,896,900円

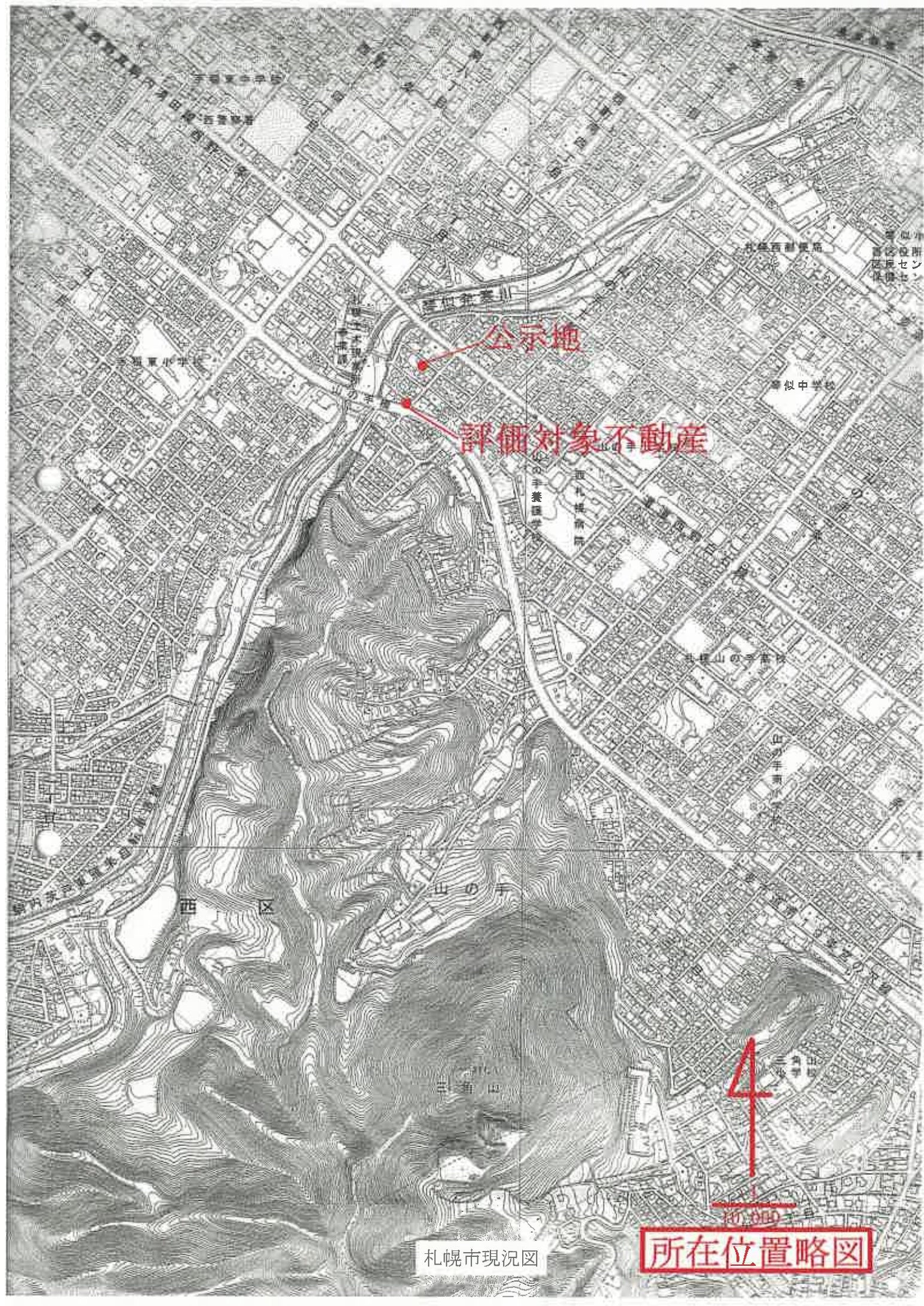
物件2 1,244,000円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料

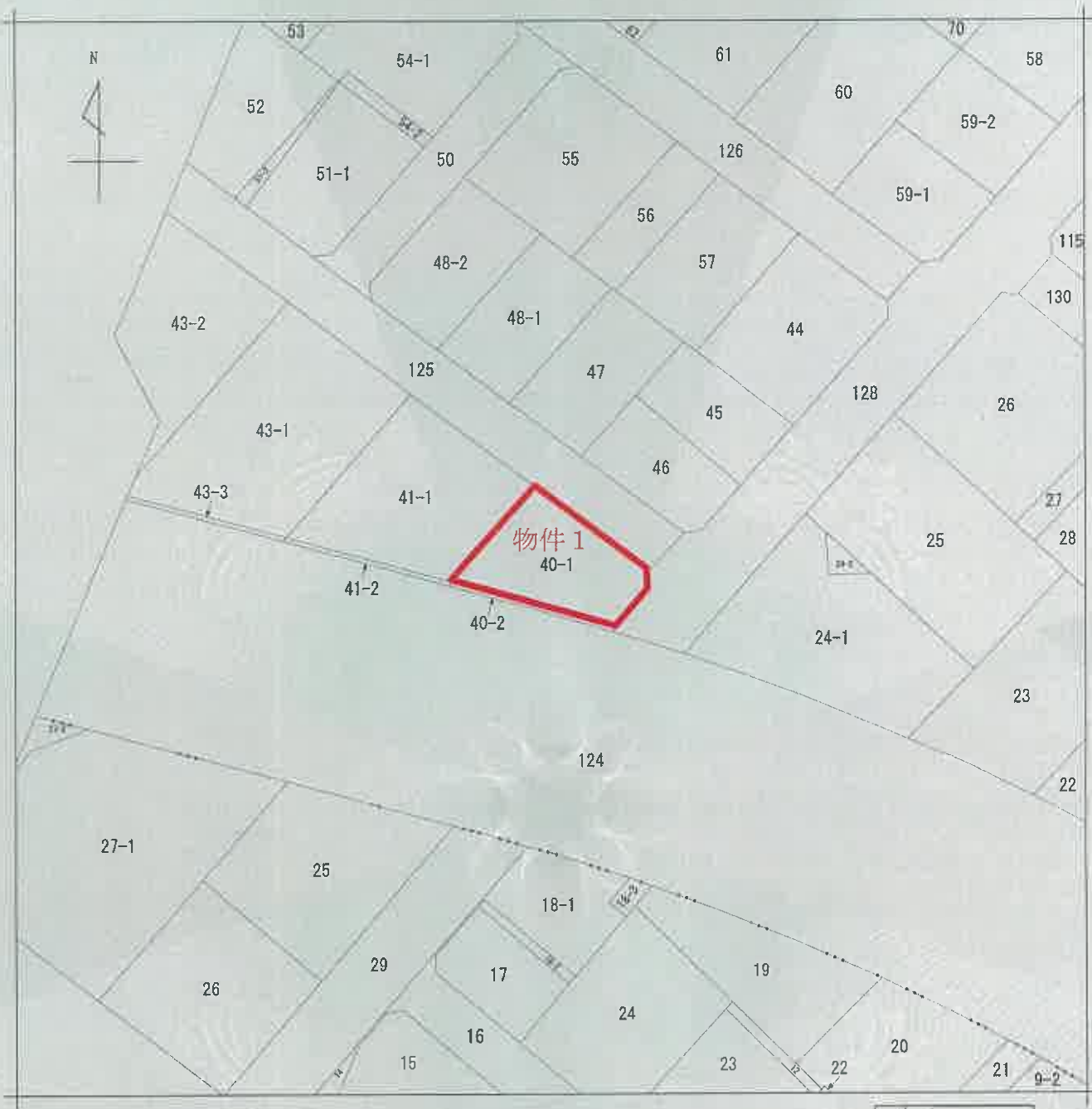
- 1 受命物件の所在位置略図
- 2 地図に準ずる図面写
- 3 地積測量図写
- 4 各階平面図写・建物図面写
- 5 土地建物位置関係図
- 6 間取図

以 上

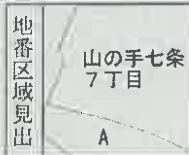


札幌市現況図

所在位置略図



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



A 山の手七条 8丁目

請 求 部	所 在	札幌市西区山の手七条七丁目				地 番	40番1	
出 力 縮	1/500	精 度 区 分	座 標 系 又 は 記 号	分 類	地図に準ずる図面		種 類	土地区画整理所在図
作 成 年 月 日	昭和52年9月5日			備 付 年 月 日 (原 図)			補 事 記 項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局西出張所管轄)

令和8年4月15日

札幌法務局

請求番号: 16-1

(1/1)

登記官

本図面は、A 3 版を A 4 版に縮小したものである。

地図に準ずる図面写

登記年月日：平成27年7月27日

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局西出張所発給)

令和8年4月15日

札幌法務局

登記官

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

地積測量図写

図 所 在 地 積 測 量 図

地 番 40-1, 40-2

土地の所在 札幌市西区山の手7条7丁目

地図番号	境界線の種類及び境界線の記号又は点名	アルファベット
種類	コンクリート線	受贈地
地番	K-144, K-145	K-146, K-147
新設		K-148, K-150, NK2, NK5

与点の種類 ① 公共基準点 ② 図 根 点 ③ 登記基準点 ④

使用基準点座標表

点 名	X 座 標	Y 座 標
札幌市公共基準点 13539	-102874.837	-78388.402
街区基準点 10D17	-102703.859	-78636.681
街区基準点 10D29	-102530.999	-78460.103

求 積 表

地 番	(1) 40-1	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n - (Y _{n+1} - Y _{n-1})
NO	-102700.811	-78598.414	23.071	-2369.405	79638.1
K-144	-102710.697	-78575.038	13.577	-1394.903	133189
K-145	-102712.687	-78574.837	-3.878	388114.374	812
K-146	-102717.311	-78578.914	-11.592	119099.069	112
NK2	-102715.091	-78586.428	-9.219	946930.423	929
NK3	-102714.824	-78588.133	-11.680	1189706.803	320
NK4	-102711.919	-78598.109	-0.281	28862.049	239
NK5				403.795	882
合 計				201.837	9310
地 積				201.89	㎡

地 番	(2) 40-2	X _n	Y _n	Y _{n+1} - Y _{n-1}	X _n - (Y _{n+1} - Y _{n-1})
NO	-102717.311	-78578.914	7.151	-734531.490	861
NK2	-102717.724	-78579.218	-7.649	785887.870	878
K-147	-102715.573	-78568.563	-9.988	923002.138	978
K-148	-102715.107	-78568.284	-11.908	1222926.083	942
K-149	-102712.339	-78598.469	-8.845	1011202.977	455
NK5	-102711.819	-78598.109	10.336	-1081630.394	784
NK4	-102714.824	-78588.133	11.680	-1199706.803	320
NK3	-102715.091	-78598.428	9.219	-946930.423	929
合 計				19.833	257
地 積				9.96	㎡

総 合 計 面 積 211.8645595 ㎡

座標系	12系
測量年月日	平成26年9月1日

官公署証明番号 平成 年 月 日

作成者

申請人

縮尺 1/250

(札幌土地家屋調査士会用紙)

請求番号：16-2

登記年月日：昭和63年12月21日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

(札幌法務局西出張所登録)

令和8年4月15日 札幌法務局

登記官

本図面は、A3版をA4版に縮小したものである。

566486

各階平面図

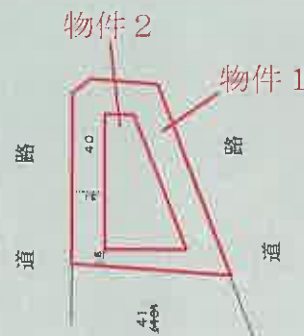
建物図面

家屋番号

40番

建物の所在

札幌市西区山の手7条7丁目40番地



床面積

(8.045 + 2.885) × 13.200 / 2 = 72.138000

床面積

72.13 m²

作製者

縮 1/250

R 1/

申請人

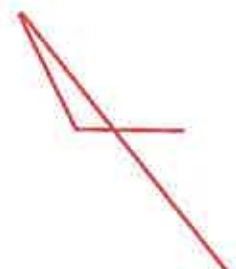
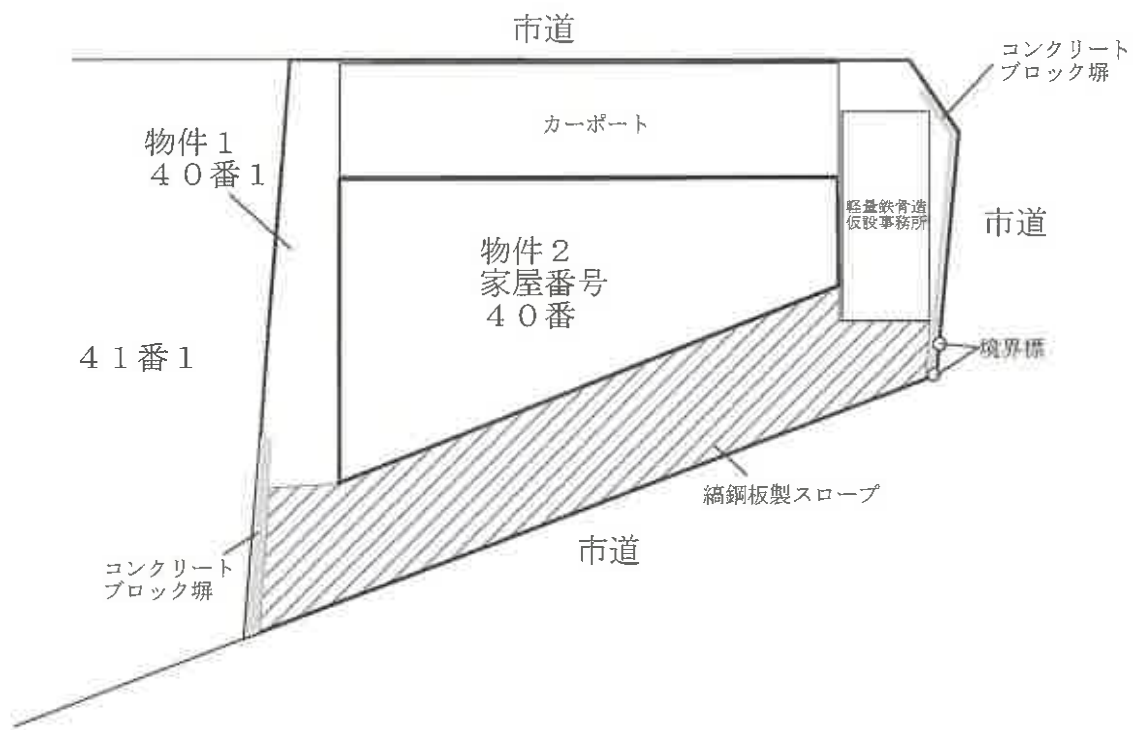
縮 1/500

R 1/



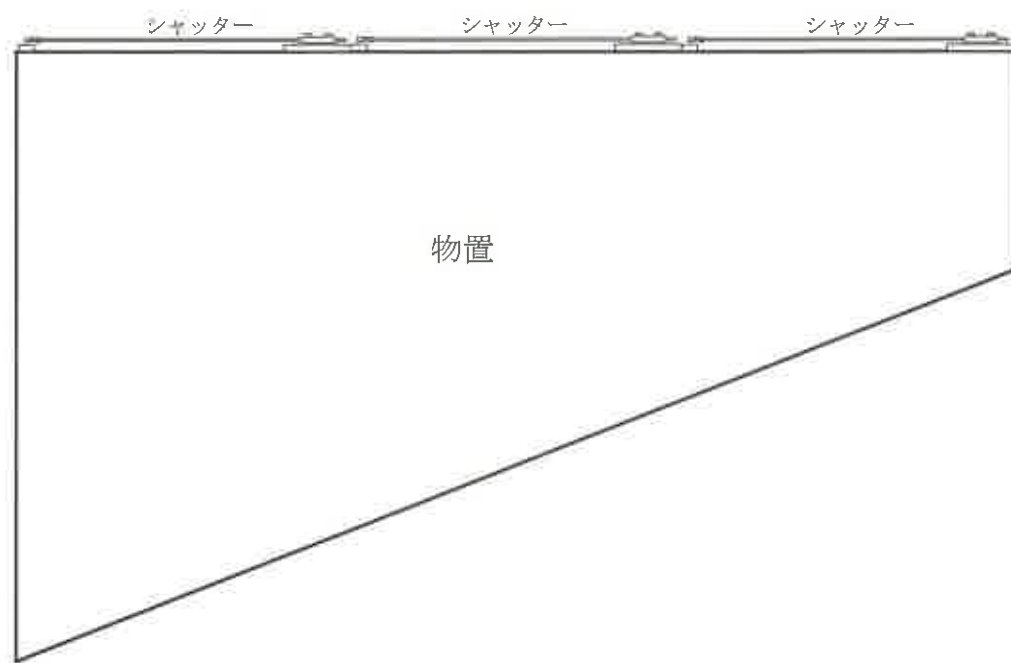
(札幌土地家屋調査士会用紙)

土地建物位置関係図



間 取 図

(1 階)



(2 階)

